

離婚時の年金分割の請求期限の延長

1. 現行制度等

- 離婚時の年金分割は、平成16年度改正で創設された婚姻期間に係る厚生年金の計算の元となる保険料納付記録（標準報酬）を分割する制度。
年金分割が行われた場合、分割後の標準報酬で算定した厚生年金を受給開始年齢から受け取ることとなる。
- 離婚時の年金分割の請求期限は、民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が2年とされていることを踏まえ、離婚等をした日の翌日から起算して**2年以内**となっている。
- 第213回通常国会において「民法等の一部を改正する法律」が成立し、離婚時の財産分与請求権の除斥期間について、現行民法では離婚後2年間とされているところ、離婚前後の様々な事情によって2年以内に財産分与を請求することが出来ず、結果として経済的に困窮する者が存在していることから、債権一般の消滅時効期間も踏まえ、5年間に伸長することとされた。
※ 当該法律は令和6年5月24日に公布されており、当該改正に係る施行日については、「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。
- 「民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（参議院法務委員会（令和6年5月16日））において、「本法により離婚時の財産分与に係る請求期限が二年から五年となることを踏まえ、二年となっている離婚時の年金分割に係る請求期限の延長について早急に検討を行うこと。」とされている。

2. 見直しの方向性

- 民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が現行の2年から5年に伸長されることに伴い、離婚時の年金分割の請求期限についても**現行の2年以内から5年以内に伸長する**。

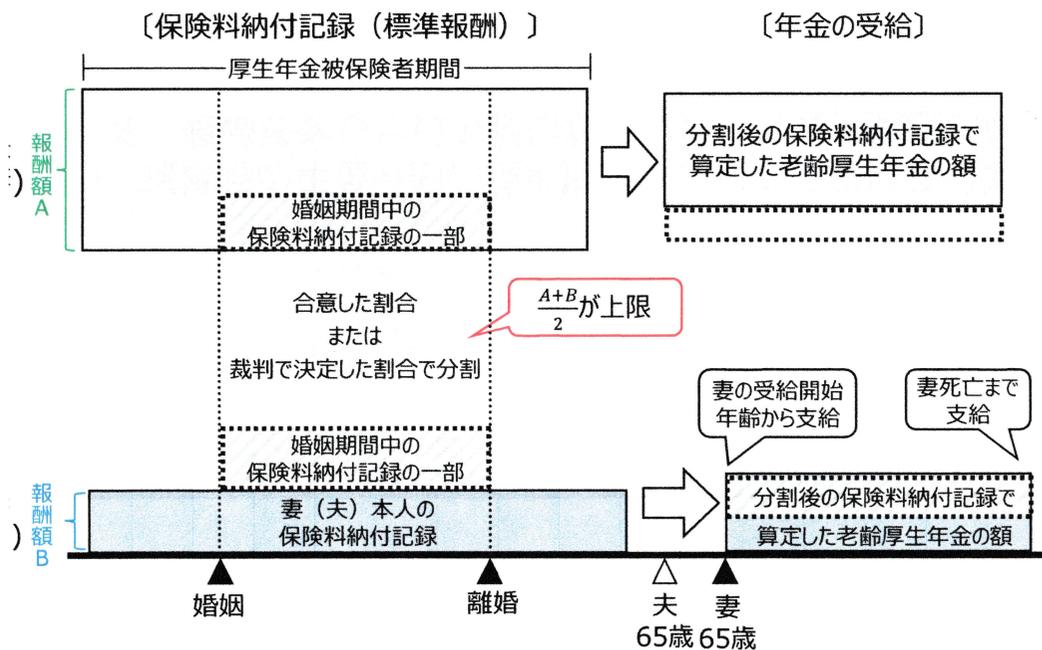
離婚時の年金分割制度

- 離婚時の年金分割は、婚姻期間に係る厚生年金の計算の元となる保険料納付記録（標準報酬）を分割する制度。年金分割が行われた場合、分割後の標準報酬で算定した厚生年金を受給開始年齢から受け取ることとなる。
- 離婚時の年金分割の請求には、原則離婚から2年の請求期限が設けられている。
- 分割は厚生年金（報酬比例部分）の額のみに影響し、基礎年金の額には影響しない。

合意による分割（離婚分割）

- 離婚当事者双方からの請求により、双方が合意した分割割合で保険料納付記録を分割。
- 分割割合について合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、**裁判所が分割割合を定めることができる**。
- 分割割合（婚姻期間に係る離婚当事者の保険料納付記録の合計に対する、分割を受ける者の分割後の婚姻期間に係る保険料納付記録の合計の割合）は**5割が上限**。

<イメージ図>



被扶養配偶者からの請求による分割（3号分割）

- 国民年金第3号被保険者※であった者からの請求により、相手方の保険料納付記録を分割。
 - 分割の割合は**2分の1（法定）**。
 - 当事者間の合意や裁判所の決定がなくても、国民年金第3号被保険者であった者（主に妻）は**単独で請求を行うことができる**。
- ※ 厚生年金保険被保険者（国民年金第2号被保険者）の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の者。

<イメージ図>

